

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会
基地局等評価方法作業班（第11回）

1 日時：令和8年5月25日（月）17:00～17:50

2 場所：Web会議開催（Cisco Webex）

3 出席者（敬称略）

大西主任、日景主任代理、市川構成員、大曾根構成員、柿沼構成員、金子構成員、
鬼柳構成員、嵯峨井構成員、清水構成員、田村構成員、富樫構成員、東山構成員、
平田構成員、前山構成員

【オブザーバ】小野沢氏（欧州ビジネス協会）

【説明者】石岡氏（NTTドコモ）、丸田氏（三菱総合研究所）

【事務局】総務省：向井電波環境課長、川上課長補佐、小山官、清水官

4 議事

（1）開会

事務局から事務連絡が行われた。

（2）諸外国におけるActual maximum approachに関するモニタリング・制御の規定

三菱総合研究所の丸田氏から、資料11-1に基づき、諸外国におけるActual maximum approachに関するモニタリング・制御の規定について説明が行われた。質疑応答は以下のとおり。

東山構成員：オーストラリアの記載について念のため確認だが、意味合いとしては、IEC 62232の規格自体を参照することは規定されているが、本文にはActual maximum approachに関する規定がないと捉えればよいか。また、IEC 62232を参照すればActual maximum approachが使えるという理解でよいか。

丸 田 氏：御指摘いただいたとおり、オーストラリアの「無線通信免許条件（送信機免許）に関する決定」というものが基地局の適合性評価方法を規定している文書だが、こ

ちらにはIEC 62232という規格のみが記載されており、Actual maximum approachそのものも含め、モニタリング・制御に関する詳細な規定はない。ただし、実際にIEC 62232の最新版を参照できるという規定があるので、Actual maximum approachに関しては適用できるという理解である。

日景主任代理：念のため確認だが、インドのTEC 13019:2025について、下のほうに脚注があるが、これはオーストラリアのURLのように見える。

丸 田 氏：失礼した。インドのTEC 13019:2025は、公開されておらず、URLを記載していないため、オーストラリアの脚注と続けて見えてしまっている。

日景主任代理：一番下の記載がオーストラリアの規定に関するURLであって、それとは別に、TEC 13019というものがインドの規定としてある、ということだと理解した。

小 野 沢 氏：インドに関しては、現時点では使えないという理解をしているが、現状、実証試験のようなことはしており、将来的に使えるようになることを期待している。

（３）報告書骨子（案）

事務局から資料11-2に基づき、報告書骨子（案）について説明が行われた。質疑応答は以下のとおり。

東山構成員：骨子案を取りまとめていただき感謝。本件については当初、事業者の立場として、昨年の電波利用環境委員会の中で、基地局適合性評価法の国際規格の中で国内制度への導入を希望する事項について説明した。当該事項について本作業班において議論、考慮いただき、事業者の立場として感謝申し上げる。また、IECエキスパートの立場としてIECの規定について説明した内容についても議論いただき、最終的に思慮深く現実的な形で骨子案に反映いただいたものと認識しており、IECエキスパートの立場としても感謝申し上げます。特に、IECエキスパートとしての説明の中では、用語の定義として、Actual maximumをどのように日本語にするかについて十分な結論を得るような説明ができなかった点についてお詫び申し上げるとともに、その後、事務局のほうでも検討いただき、日本語として見たときに非常に分かりやすい表現にまとめていただき、この点にも感謝申し上げます。

1点確認だが、スライド5（１）現状の課題について、最大電波ばく露量を評価した場合、測定時に人為的にトラヒック信号を生成・付加して電波を発射させる必要があ

るという記載があるが、確かに最大ばく露量を評価したいときはこのようにしなければいけないときもあるが、現行の評価方法・測定方法として、必ずしも最大トラヒックを発生しなければならないというようにはなっておらず、基本的には、全体での条件下での測定という形で書いてあるという認識なので、報告書に記載いただくときは、誤解がないように配慮いただけるとありがたい。

事務局：報告書においては、現状の方法に即した適切な表現にさせていただきたいので、必要な相談・調整をさせていただき、最終的には次回作業班で確認・審議いただければと考えている。

日景主任代理：スライド4のActual maximum approachの評価方法に関する検討で、(4)検討結果において、国民への説明が必要であると記載することは賛成である。一方で、「従来の基地局よりも隔離距離が短くなる」ことについて、必ずしもそうなるわけではないと考えられるため、「可能性がある」と付記するほうが正確だと思うがどうか。

事務局：必ずしも隔離距離が短くなるわけではないので、報告書においては「可能性がある」というような表現を付けさせていただきたい。

日景主任代理：言葉の定義は非常に重要だと考えており、Actual maximumの日本語訳を検討いただいたが、Actual maximum approachの訳はどのように考えているか。

事務局：スライド8で、Actual maximum approachは、英語だと「evaluation of RF exposure taking into account the actual maximum thereof」となっており、日本語だと「Actual maximumを考慮したRFばく露の評価」となるが、「Actual maximum」の部分は下に記載している訳を引用し、「平均〇〇の運用最大値を考慮したRFばく露の評価」というようなイメージである。このあたりについて、意見等があればお願いしたい。

大西主任：おそらく、報告書に記載するときに、IECの規格に則って記載する箇所については、「Actual maximum approach」という書き方でよいかと思うが、「Actual maximum」については告示等にも記載され得るので、その観点から詳細に決めるほうがよいかと考えていた。このあたりの記載ぶりについては、報告書の中の前後の文脈等も考慮して決めていけばよいかと考えている。

東山構成員：スライド5の外挿法について、国際規格において、対応方式としては5Gのほか、Wi-Fiや3Gもあるが、IECの詳細を説明した際に、例えば3Gについては、弊社のサービスが3月で終わった段階で、国内ではサービスの状況はないといった状況も踏まえ、仮に検討事項として加えていただく場合は、4G、5Gを対象とするのがよいのではないかと

と当時提案したかと思うが、骨子案に記載したのは、あくまでこういうものがIECの規定にあるという紹介であって、3GやWi-Fiの外挿法については、当然告示には含めないというように理解しているが、そのような認識でよいか。

事務局：御指摘のとおりで、骨子案に記載しているものは、前回、前々回の作業班の資料から抜粋した内容であるため、このような記載としているが、今回適用するものとしては、4G、5Gのみとするように考えている。

(4) その他

事務局から、次回の開催については6月下旬を目途に開催する予定であり、メールベースで日程調整等をさせていただくこと、次回作業班では報告書(案)を固め、その後電波利用環境委員会に付議する予定である旨の説明が行われた。

また、平田構成員から、先週、世界保健機関(WHO)の世界保健総会が開催され、5月22日(金)にラジエーション・アンド・ヘルスという形での決議書がまとめられたこと、放射線と同じ扱いにはなるが非電離放射線も含めて決議書にモニタリングの必要性等が述べられており、機器の安全性とは直接関係はないが、一般公衆衛生の問題から見て、モニタリングの重要性が述べられた初めてのWHOの決議書になるかと思うので興味がある方は御覧いただければ、との紹介があった。

以上